

復興副大臣
鈴木 憲和 様

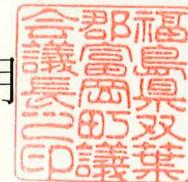
福島県 富岡町の
復興・創生に向けた要望

令和 6 年 12 月 6 日

富 岡 町 長 山本 育男



富岡町議会議長 堀本 典明



要 望 書

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から13年9ヶ月が経過しようとしていますが、今なお多くの町民が「ふるさと富岡」を離れた避難生活を続けざるを得ない状態であることをはじめ、町内の生活環境や風評・風化の問題に加え、町内に復興のステージが異なる地区が混在していることにより、未だ多くの困難を抱えております。

このような中、第2期復興・創生期間以降の財源等について、各省庁との厳しい折衝が続いている、さらには「第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ」や「政府の行政事業秋のレビュー」において、複合被災地におけるこれまでの復興の経過や未だ非常に厳しい実態を全く踏まえていない議論が展開されていることは、被災者及び被災自治体の努力を軽視しているように感じ、看過できることではありません。

福島復興再生特別措置法に明記されているとおり、当町を含む福島の復興・再生は原子力政策を推進してきた国の社会的責任を踏まえて行われるべきであり、今後も国が前面に立って被災者・被災地を継続して支援することが必要不可欠であります。

当町においては、徐々に居住人口が増加しておりますが、医療、福祉、公共交通などの生活環境の向上やあらゆる分野における人材の確保、昨年4月に避難指示解除が実現した夜の森地区を中心とする地区における生活に直結する買い物環境の復旧、さらには特定帰還居住区域の着実な復旧整備及び政府としての残された課題の具体取組を含めた当町の悲願である早期の町内全域の避難指示解除など、復興は道半ばであり課題は山積しております。

つきましては、当町の実情を改めてしっかりとご認識いただき、被災地域の声を真摯に受け止め、当町のさらなる復興・創生に向けて総力を挙げてご支援いただきますよう、次のとおり要望いたします。

1. 復興財源の確保と復興・創生に向けた総合施策の推進
2. 帰還困難区域の復興・再生
3. 帰還と移住の促進に関する取組への支援の継続

1. 復興財源の確保と復興・創生に向けた総合施策の推進

- 福島復興再生特別措置法に明記されている「福島の復興・再生は原子力政策を推進してきた国の社会的責任を踏まえて行われるべき」という復興の大前提に基づき、第2期復興・創生期間以降においても必要となる事業を切れ目なく安心感を持って実施できるよう、十分な財源と枠組み、被災地の実態に真に寄り添った復興を支える制度を確保することはもとより、今後も国が前面に立って被災自治体を継続して支援する姿勢を崩さないこと。
- 自然災害とは異なる原子力災害の特殊性を鑑み、被災地特有の深刻化・複雑化する課題等に対して、現場の実情に応じてきめ細かく対応し、当町の復興・再生に最後まで責任を持って取り組むこと。
- 『第2期復興・創生期間以降における東日本大震災からの復興の基本方針』において「原子力災害被災地域については中長期的な対応が必要であり、復興のステージが進むにつれ新たな課題や多様なニーズが生じていることから、必要な復興事業の実施に支障を来すことがないよう、財源を確保する」と規定されていることから、地元の声を丁寧に聴きながら、顕在化する復興需要を含め当町の復興・創生に向けた取組を中長期的に推進すること。
- 複合被災地においては復興の進捗に差異が生じており、特に産業の面で顕著となっていることを十分に認識し、当地域を“被災12市町村”などと一括りにすることなく各自治体の実態に応じた支援を継続するとともに、避難指示解除の時期で支援に差が生じることによる被災自治体間の分断を招かないこと。

2. 帰還困難区域の復興・再生

- 原子力発電所事故に伴い長期にわたる避難を余儀なくされたことにより帰還したくても帰還意向を示すことのできない住民の土地・建物や事業者用地、山林など、現在の特定帰還居住区域制度において対象外となっている「政府としての残された課題」について、地元の意向を十分に踏まえた方針を速やかに示し、“ふるさとへの切なる想い”を抱く地域住民に真に寄り添い、帰還困難区域全域の早期の避難指示解除に向け、責任とスピード感を持って取り組むこと。
- 令和6年2月16日に内閣総理大臣の認定を受けた特定帰還居住区域について、帰還を希望する地域住民が安全安心に帰還後の生活を送ることができるように、これまでの知見や技術を最大限に活かすとともに、従来の工法や範囲等にとらわれることなく、生活圏全体の除染を迅速かつ丁寧に実施すること。加えて、インフラ復旧整備や営農再開に向けた取組等をきめ細かに支援し、帰還を希望する地域住民が一日も早く帰還できるよう、取り組むこと。
- 令和5年4月1日に避難指示の解除がなされた夜の森地区を中心とする地域について、これから本格復興に向けた取組を進める必要があることを改めて認識し、避難指示解除にあたり実施した国・県・町の三者協議の場で示した「避難指示を解除した後においても、フォローアップ除染や生活環境の整備を含む復興に向け、地元や住民に寄り添いながら丁寧にかつ全力で取り組む」という、国としての約束をしっかりと果たすこと。

3. 帰還と移住の促進に関する取組への支援の継続

- 本格復興に向けた歩みをさらに進めるため、「医療・介護・福祉・子育て・教育環境の充実」、「住まいの確保」、「産業・生業の再生」、「営農再開の加速化」、「公共交通網の確保」、「防犯・防火対策の強化」、「風評払拭・風化防止対策」などの帰還と移住の促進に向けた取組を、より一層支援すること。
- 当町及び近隣自治体で生活する住民の利便性の向上や生活環境の充実を図るため、生活に必要不可欠な食料品店はもとより、飲食店や衣料品店、書店、娯楽施設等の誘致を積極的に支援すること。
- 企業誘致を通じた産業集積の加速化と雇用の創出を推進するとともに、当町が計画中の（仮称）富岡第二産業団地への企業進出を促すため、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金や福島復興再生特別措置法による課税の特例（税制優遇）をはじめとする事業再開や創業等に関する各種支援を継続すること。
- 安心して当町に帰還・移住をしていただくための医療・介護・福祉に関する環境が十分でないことを改めて認識し、これらの分野に関する人材確保、機能強化を図ること。
- 経済産業省と福島県が合同で策定した「福島浜通り地域等15市町村の交流人口拡大に向けたアクションプラン」に基づき、イベントやツアーなどを実施する民間事業者等との連携を深めることなどにより、当町をはじめとした複合被災地の交流・関係人口の拡大に、より一層取り組むこと。